

平成21年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年6月2日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	教育長	栗本裕美
総務部長	池田善紀	総務課長	乾善亮
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西川肇
税務課長	面卷昭男	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	佐藤滋生	福祉課参事	清水修一
国保医療課長	植村俊彦	国保医療課参事	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生

都市建設部長	清水建也	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	川端伸和	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	黒崎益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄

1. 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日程 7. 議案第19号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第20号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第21号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第22号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程11. 議案第23号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程12. 議案第24号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13. 議案第25号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程14. 議案第26号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程15. 議案第27号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程16. 議案第28号 斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結に

ついて

- 日程 17. 議案第 29 号 平成 21 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について (その 1)
- 日程 18. 議案第 30 号 平成 21 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について (その 2)
- 日程 19. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日程 20. 承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて (斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について)
- 日程 21. 承認第 7 号 町長専決処分について承認を求めることについて (平成 21 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)
- 日程 22. 承認第 8 号 町長専決処分について承認を求めることについて (平成 21 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) について)
- 日程 23. 認定第 2 号 平成 20 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
- 日程 24. 報告第 7 号 平成 20 年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について (一般会計)
- 日程 25. 報告第 8 号 平成 20 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計)
- 日程 26. 報告第 9 号 平成 20 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について (公共下水道事業特別会計)
- 日程 27. 報告第 10 号 平成 20 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について (介護保険事業特別会計)
- 日程 28. 報告第 11 号 平成 20 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
- 日程 29. 報告第 12 号 平成 20 年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開会)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、平成21年第3回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) おはようございます。

平成21年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げます。

平成21年度も既に2カ月が過ぎ、職員共々一丸となって本年度事業の早期実施を図るべく積極的に取り組んでいるところであります。今後さらに、円滑かつ効果的な事業推進に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えており、議員皆様方のより一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様に大変ご心配をおかけしております新型インフルエンザについてであります。が、感染者が兵庫県や大阪府など近畿圏において急激に広がりましたが、幸いにも県内ではまだ感染者が出ていない状況であります。

本町としては、5月22日に、関係機関の代表から成る斑鳩町新型インフルエンザ対策連絡会議を開催し、有事の対策等について共通の認識を図ったところであります。

また、最近の感染者の発生は鎮静化しているところであり、国の対処方針も見直されたところでありますが、人から人への感染は、弱毒性とはいえ感染力は強く、まだ予断が出来ないところであり、町民皆様の健康と安全を守るために、引き続き情報収集等に努めると共に、県との連携のもと適切に対応をしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてなど23議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、辰巳、中西両監査委員には、5月18日、水道決算監査について克明にご審査をいただき、深く感謝いたしますと共に、賜りましたご意見を踏まえてさらに合理的、

効果的な運営に努め、安全で清浄な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

提出議案の説明は後刻とさせていただくこととして、簡単でございますけれども招集のあいさつとさせていただきます。

次に、私ごとでございますが、この機会をおかりいたしまして、現在の私の心境について述べさせていただきたいと思っております。

早いもので、私が6期目の町政を担う榮譽を与えていただいた任期も、あと5カ月余りとなりました。この間、私は、ふるさと斑鳩のために、今、何をすべきかという思いを常に心に刻み、「人にやさしいまちづくり」を基本姿勢として全力で町政運営に邁進してまいりました。

これまでの歩みを顧みますと、幾多の困難はございましたが、都市基盤の整備では、公共下水道やJR法隆寺駅周辺整備、いかるがパークウェイ、都市計画道路法隆寺線など推進してまいりました。斑鳩町の文化財の保存と活用では、町内遺跡や古墳の発掘を順次進めていくと共に、史跡藤ノ木古墳の整備、(仮称)斑鳩町文化財活用センターを建設、史跡中宮寺跡の整備に向けて用地買収を進め、発掘調査を行っているところであります。

また、文化と学習の拠点として、いかるがホールや図書館の建設を行ってまいりました。さらに、福祉健康づくり、子育ての拠点としての生き生きプラザ斑鳩の建設やふれあい交流センターいきいきの里など、斑鳩が持つ特性を生かしながら、21世紀にふさわしいまちづくりを進めることが出来ました。

また、来るべき少子高齢社会に備えたまちづくりに向けては、各種健診や高齢者インフルエンザ予防接種の無料実施や乳幼児・高齢者等への福祉医療制度の拡充、乳幼児保育の充実として長時間保育、一時保育、学童保育の実施や妊婦一般健康診査の公費助成の拡充、助産師の指導を取り入れた新生児訪問や妊産婦相談、指導の実施など、地域の支え合いによる地域福祉の推進、将来の斑鳩町を支える子どもたちを安心して産み育てる環境づくりの充実などを進めてまいりました。これもひとえに、住民の皆様、町議会の皆様をはじめ多くの方々のご理解とご協力の賜物と、衷心より深く感謝いたしている次第でございます。

さて、昨年後半から続く世界的な経済危機により、日本は、今、大変厳しい状況に直面しております。さらには、私たちの日常生活においても、大規模地震などの自然災害

など人々は不安を抱きながら暮らしておられます。こうした時であるからこそ、私は住民の皆様の声に耳を傾けながら、安心して暮らしていける環境づくりに全力を尽くしていかなければならないと考えております。

今後の社会におきましては、私たちがこれまで経験したことのない人口減少化社会の中で、少子高齢社会が大きな課題となると共に、不安の時代の中にあって、より一層安全と安心のまちづくりに取り組むことが求められております。

そうしたことから、今後のまちづくりの重要な視点として、安全と安心、子育て、教育、生きがい、健康づくり、環境と景観、文化財の保存と活用、行政の透明性と情報化の7つとし、議員皆様方のご支援を賜りながら、町民憲章に掲げる和の精神を尊び、私たちのふるさと斑鳩をどこよりも魅力のある、そして住むことを誇りに思えるまちに築き、未来に引き継ぐため、私の斑鳩町まちづくりへの熱意が続く限り、初心を忘れず、引き続き町政の舵取りとしての職を担って斑鳩町の発展に尽くしてまいりたいと意を固めているところであります。よろしくご理解賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名をいたします。本定例会の会議録署名議員には、5番、伴議員、6番、紀議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月22日までの21日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月22日までの21日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成21年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。10番、浦野委員長。

○建設水道常任委員長（浦野圭司君） それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。

閉会中の建設水道常任委員会は、5月15日に全委員出席のもと開催されました。審査に入る前に、4月に人事異動がありましたので、当委員会所管の都市建設部、上下水道部の異動職員の紹介を受けました。

次に、継続審査案件である都市基盤整備事業に関することについて、公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より、平成21年4月末現在の公共下水供用開始済みの区域は142ヘクタールで、人数では9,768人が該当するとの説明を受けました。

これに対して、委員より、幸前地域は次の認可区域に入っているのかについて、また今まで整備にかかった年数と整備予定の242ヘクタールに到達する年度について、また下水接続後の検査について等の質疑があり、理事者より、認可区域の決定は、人口密集地域や旧来の集中浄化区域等優先順位をつけて決定し、これに幸前区域が該当しているかどうかは今は回答出来ない。また、今まで整備に要した年数は16年間であり、整備予定区域完了年度は、平成26年度と見ている。また、接続後の検査は1軒ごとに行い、無断接続等異常な工事は監視しているとの答弁がありました。

これについては、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについてを議題とし、理事者より、いかるがパークウェイ全長4.7キロメートルのうち、現在2.3キロメートルに取り組んでいる。また、都市計画道路法隆寺線については、国道25号線との取り付け口を残してほとんどが供用開始しているとの説明がありました。

これに対して、委員より、パークウェイ整備は国の事業であるが、これに関する住民への説明会では、町はどんな立場にいるのか。また、都市計画道路法隆寺線の取り付け口の未買収区間の今後の見通しについての質疑があり、理事者より、パークウェイ整備の住民説明会での町の立場は、国と同じ立場に立って事業説明をしている。また、都市計画道路法隆寺線取り付け口の買収交渉は、うまくいっていない。収用も考え、出来る限り早く買収出来るよう努力をしていくとの答弁がありました。

これについては、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、理事者より、図面の資料により、現在までに整備が完了した区域と今後進めていく区域について説明が

ありましたが、これに対しては特段の質疑はありませんでした。

本件についても、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、6月定例会に提出が予定されている議案についてあらかじめ説明を受けました。

まず初めに、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、これについては、各課報告事項の斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則について及び斑鳩町景観計画策定委員会規則についてをあわせて説明を受けました。

これに対して、委員より、附属機関の構成委員選出で、識見を有するとはどう理解しているのか。また、今まで都市計画審議会があるが、それとの関連性と、構成委員がダブった場合、新たな委員会の意義について等の質疑があり、理事者より、識見を有するとは、農業、商業、観光、工業、防災等に識見が優れていること。また、今までは都市計画審議会とこれからつくる都市計画マスタープラン策定委員会及び景観計画策定委員会は、それぞれ独立した委員会である。また、委員がダブる可能性はある。各委員会の意見が食い違うこともあるが、それぞれ調整を取り合って進めていくとの答弁がありました。

次に、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、理事者より、5月19日入札予定の第11処理分区2工区-3、神南地区下水道工事について説明を受けましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、理事者より、5月19日入札予定の第11処理分区2工区-4、神南地区下水道工事について説明を受けました。委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上、6月定例会提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題とし、まず初めに、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）の説明がありました。その内容は、当委員会所管の第5款農林水産業費の土木改良事業費で800万円及び1,050万円を、また第7款土木費の道路橋梁費で3,590万円及び都市計画費で1,060万5,000円を繰り越すとの説明があり、委員から、第5款農林水産業費の1,050万円は火葬場の補償工事費と聞くが、これまで事前に委員会で図面等示して説明をしてきたのか。また、繰り越し年度の期限についての質疑があり、理事者から一定の答弁がありました。

次に、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）の説明がありました。その内容は、第1款公共下水道費で、公共下水道事業、第11処理分区2工区-5及び第12処理分区4工区-4の事業費として1億円のうち、翌年繰越額8,900万円の説明がありました。委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、その他の事項について理事者並びに委員に求めたところ、上下水道部長から、人件費の報告がおくれているが、国の人事院勧告が間もなくあると思われるので、それに伴い報告出来る。また、観光産業課長から、東京日本橋で本年4月4日奈良まほろば館がオープンされたが、今、法隆寺iセンターで展示してある夢殿レプリカをここに展示し、斑鳩の誘客キャンペーンをしていくとの報告がありました。

以上が閉会中に開催されました建設水道常任委員会の審議内容についての概要です。詳細につきましては、議事録に掲載しておりますので、ご参照をいただければ幸いです。

以上で、建設水道常任委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る5月14日木曜日に委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、1、継続審査案件として、その1、総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題とし、報告を受けました。

まず、3月、4月の利用状況について。来館者数については、3月3,673人、4月3,512人で、会議室等や子育てルーム、歩行浴室、保健事業、足湯と、それぞれの利用状況について詳細に報告がされました。また、施設整備については、利用者の要望が多かった歩行浴室にシャワーを2カ所取り付けたこと、そして新年度より第4土曜日にイベントを行うことになり、つどいの広場や足湯も利用していただくようにしましたという報告を受けた後、委員より、1つとして、利用状況についてはこれまで口頭で報告されてきたが、数字については資料として提出してほしいという意見があり、今後は資料として提出をしていただくことといたしました。2つ目としまして、9月で開館から1年となることから、住民の要望をくみ上げるアンケートなどを実施してはどうか。3つとして、介助浴室の人数のカウントの仕方と調理室の利用状況について、4つとし

て、災害時の避難場所としての取り組みについて、5つとして、ミニコンサートなどのイベントの開催についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされました。

以上、報告を受け、一定の審査をしたということで継続審査案件については終わりました。

次に、2つ目といたしまして、6月定例会の付議予定議案についてを議題とし、あらかじめ説明を受けました。

1つとして、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、一定の説明がされ、委員より、1つとして、所得割の具体的な算定方式のやり方について、2つとして、先物取引について、限度や範囲などがあるのかなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

以上、付議予定議案について、あらかじめ説明を受けて終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題とし、順次報告を受けることといたしました。

1つとして、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題としました。これについては、さきに、5月1日に人事院勧告がされ、国は5月8日に勧告どおり実施することを閣議決定されたので、国の給与改定が行われたら、斑鳩町においても5月中に専決処分を行い、6月定例会において人件費の補正を加えたものを提出することについて説明がされ、現時点での当委員会所管の補正について報告がされましたが、特段の質疑はありませんでした。

2つとして、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、平成20年度の本会計における不足分については、平成21年度予算から繰り上げ充用の必要が生じることから、金額の確定に伴い5月中に専決処分を行うことの理解を求められ、それが補正予算の第1号となることから、今回の報告が第2号になることの説明がされました。また、一般会計と同様に人件費についての補正の確定は6月定例会に提出されることになり、現時点で確定している前期高齢者納付金についての補正について報告を受けました。これについても、特段の質疑はありませんでした。

3つとして、平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、保険料の過払いが発生し、20年度の還付が決定したものの、年度内に還付出来なかったものを21年度に処理するために補正するものであることの報告がされましたが、特段の質疑はありませんでした。

4つとして、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

については、民生費で、子育て応援特別手当の支給申請期限が平成21年10月1日となっていることから、21年度に繰越明許を行うこと、また衛生費では、火葬場周辺対策事業で、天満池から毛無池へのポンプアップのための土地改良事業の地元負担分の1,050万円を、設計変更などの必要があり時間を要したことから、繰越明許が必要となったこと。また、衛生処理場周辺対策事業での秋葉川から国道25号線までの農道整備の地元負担分400万円は、地元関係者の調整に時間を要していることから繰り越しをすること。また、鳩水園の放流水の水質改善工事は、平成20年度、21年度で実施する計画だったが、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用出来たことから増額補正をしましたが、20年度の工事の完成が困難なことから、繰り越しの必要が生じたことなどの報告がされました。

委員より、1つとして、鳩水園の3,000万円の大きな工事なので、工事の内容の詳細について聞きたい。2つとして、火葬場周辺対策事業の工事内容がわかりにくいことについて。3つとして、衛生処理場の周辺対策事業の繰り越しは去年もあったが、続けて行うことの問題と、これも場所が特定しにくいので図面などの提出についてなどの質疑、意見、要望などがありましたが、一定の答弁がされております。

5つとして、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）では、介護従事者処遇改善の特例交付金については、20年度に受け入れをしたものの、趣旨普及については21年度で行うことになることから繰り越しをするものであることが報告されました。

委員より、制度が色々変わることについて、高齢者には理解しにくいことも多いが、どのように趣旨普及を行うのかという質疑があり、一定の答弁がされております。

続いて、6つ目といたしまして、斑鳩町障害者福祉計画・第2期斑鳩町障害福祉計画について、冊子が出来、その冊子の目次に沿って概要説明を受けました。

委員より、1つとして、計画を策定する委員会での主な意見の内容について、2つとして、アンケートの回答率45.6%と低いことについて、3つとして、相談事業などについて、4つとして、学校に通っている障害児さんの夏休みなどの長期休業の時の対応について、5つとして、介護者の高齢化について、6つとして、手帳所持者の増加傾向について、7つとして、後見制度についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされておりますが、委員会当日に配布されたことでもあることから、さらに委員皆様には中身についてよく読んでいただき、今後も様々な質疑、意見を受けていくことを確認し

て終わりました。

7つとして、子育て応援特別手当の申請状況について報告を受けました。対象者は、342世帯の359人となっておりますが、5月13日現在で318世帯335人の申請がされており、申請率は93%ですが、未申請者には6月末ごろに再度案内書を送付する予定であると報告されましたが、これについては特段の質疑はありませんでした。

続いて、8つ目として、学童保育室の整備について。これにつきましては、計画が変更になったことがまず報告されました。東学童については、当初、現在の場所に2階建てに改築をするという考え方でしたが、用地の確保も出来、安全性が図れること、財政的にも安価になることから、平屋建ての増設ということに変更をさせていただくとの説明がされました。

続いて、詳細報告については、補助金の内示を受けたことから、設計業務委託を4月20日に指名競争入札を行い、株式会社西谷設計と契約をし、5月1日から29日までの委託契約期間に設計図が出来上がれば、6月末ごろに建築工事の入札を行い着手していきたいと考えている。工事期間は夏休みを予定しているという報告でした。

委員より、1として図面の縮尺について、2つとして東学童の部屋が離れていることでの使い勝手について、3つとして、東学童の新しく建てる部屋から子どもたちが遊んでいるところが全く見えないことから、安全性の確保についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされて終わりました。

続いて、9つとして、第4期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画については、平成21年度から23年度までの3年間の計画について、冊子が配付され、その目次に沿って概要説明を受けました。

委員より、1つとして、増加している高齢者のみの世帯、また家族がいても昼間は一人で過ごしているという高齢者も多いことから、施策の充実やサービスの周知の徹底などについて、2つとして、介護保険の住宅改修の事業量がふえてきているが、受領委任払い制度についてどうなっているのか。3つとして、認知症の対策と情報提供についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされております。

なお、この計画の冊子につきましても、委員会当日に配付されたものであり、委員皆さんには後刻によく読んでいただき、質疑、意見があれば、今後もお受けすることといたしております。

続いて、10点目として、国民健康保険税の減免範囲等について。これについては、

条例改正に伴い、適用の範囲、期間、減免割合などを具体化したものを資料に基づき説明がされました。

質疑としては、一たん退職、失職などで国保に入ったが、まもなく勤めに行くことが出来、健康保険にも加入出来た場合の保険料の計算の仕方についてというものでありましたが、これについては、月割り計算をし、月の最終日に加入している健康保険でその月の保険料を払うことになっているというふうに答弁をされております。

続いて、11点目、新型インフルエンザへの対応についてですが、斑鳩町新型インフルエンザ対策本部設置要綱に基づき、本部の設置からこの間の取り組みについての報告がされました。

委員より、1つとして、チラシを配布されたが、相談はどの程度あったのかという質疑に対し、5月12日までに、町では3件、県では528件の相談件数となっていると答弁されました。2つ目として、県が現状報告をされた市町村サミットへの当町の参加状況についてはどうなっているのかという問いに対し、町長にかわって副町長が参加をして、現状と対応について説明を受けたと答弁されました。

続きまして、12点目、いかるがの里クリーンキャンペーンについてですが、キャンペーンの方法を変更した考え方や内容について、清掃活動と共にイベントについても報告がされました。

委員より、1つとして、不特定多数が集まるイベントなどが中止されたりしていることもあるが、町の考え方はどうなのか。2つとして、クリーンキャンペーンで草刈りをする事について、3つとして、河川の草刈りなどの総合的な管理についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされました。

また、その他の理事者の報告としては、福祉課が行います夏の3行事の日程が報告がされました。

以上で、各課報告事項については終わらせていただき、次に、4つ目、その他についてを議題といたしました。委員より、1つとして、災害時の要援護者リストの作成状況について、2つとして、保育園の年度初めの入園者の状況と途中入園の可能性についてなどの質疑があり、理事者から一定の答弁がされました。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要ですが、報告事項も大変多かったことから、詳細につきましては会議録に整理をいたしますので、詳しくはご覧いただきましたら幸いです。

以上で報告を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） それでは、総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

5月19日、全委員出席のもと総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会の所管に係る事案について報告、説明を受け、必要な審査、質疑を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

理事者より、委員会メンバーが新しく変わったことを踏まえ、以前の経緯等の概要をも含め報告がなされましたが、過去の経緯の部分につきましては省略させていただきます。

まず、史跡中宮寺跡の整備について。平成20年度から3カ年計画での発掘調査の初年度20年は、金堂基壇の調査であり、調査結果は、飛鳥時代の基壇構築の様子が解明できた。この調査に基づく現地説明会では、約700名の参加があった。今後は、塔基壇や講堂跡を史跡中宮寺跡整備検討委員会指導のもと調査を進めるとのことです。

次に、史跡藤ノ木古墳についてであります。去る5月1日の町民を対象とした石室の先行公開では約500名、5月2日、3日の一般公開では約2,400名の見学者が集まった。過去の一般公開等の分析を行う中では、多くの見学者が、斑鳩に来られて初めて石室の特別公開を知ったとのことであり、今後も、秋には石室特別公開の実施を計画しているが、広報、周知の方法について検討課題であるとのことです。

続きまして、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。整備工事は工程どおり順調であり、進捗率はおよそ25%とのこと。そして、文化財活用センターが、多くの人に親しまれ利用していただけるよう、愛称の募集を6月1日から6月30日までの期間で行うとのことであります。

続きまして、安田家文書調査についてであります。本年3月に、安田家文書の古文書や絵図等の基本的な内容の調査票の一覧表「文書目録」や、重要な文書を現代の字体にした「釈文」、調査指導員などの調査関係者からの「研究論考」などによる「安田家文

書調査報告書」が本年3月に完成しております。これらの調査結果から、文化財的価値の高いことが明らかとなり、今後は、町指定文化財の候補として町文化財保護審議会に諮りたい。また、一般者向けのパンフレットを作成し、中央公民館などで安田家文書の速報展を秋期に開催したいとのことでもあります。

委員より、パンフレットの内容について、重要な絵図等がみんなにわかる形で盛り込まれるのか、役場が持っている旧龍田町・法隆寺村・富郷村などの古文書は、今、どこで管理されているのか、史跡中宮時跡整備について、調査結果のまとめの時期と委員会への報告時期について、（仮称）文化財活用センターについて、完成後の人員配置を含めたソフト面の検討及び現在の状況について、過去に出土し榎原考古学研究所附属博物館に預けている御坊山古墳の琥珀の枕や三釉の円面硯とか、仏塚古墳の金環や銀環などは、文化財活用センター完成後はセンターに引き上げるのかなどの質問があり、理事者よりそれぞれ答弁がなされました。

以上が継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、6月定例会の付議予定議案について、当委員会所管にかかわる2事案について説明がなされました。

その1つは、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてであります。この一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日公布、同年4月1日から施行されたことによるものであります。

まず1点目に、個人住民税において、住宅ローン特別控除制度が創設された。対象者は、所得税の住宅ローン控除適用者で、控除額は所得税から控除しきれなかった住宅ローンの控除額について、9万7,500円を限度に控除することとされている。なお、給与支払報告書等の所要の改正により、市町村に対する申告は不要とのこと。

2点目は、上場株式等に係る配当及び譲渡益に係る軽減税率が3年間延長をされたとのこと。委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結については、斑鳩中学校本館西棟校舎において、鉄骨ブレスと柱増し打ちによる耐震補強工事であり、工事期間は、平成21年6月22日から平成21年8月27日の67日間の予定であること、入札結果については、予定価格税込額で5,460万円に対し、最低入札者は株式会社鍛冶田工務店で、価格は3,969万円であった。この金額は、低入札調査基準価格未満であるため、今後、調査を行うとの説明がなされました。

委員より、中学校の耐震補強完了はいつになるのか、また昨年の補正により行った耐震2次調査の結果についてなどの質問があり、理事者より、次回委員会までに既在の長期計画表に耐震2次診断実施済み分までの数値状況を記載した一覧表の提出を含めた一定の答弁がなされました。

以上が、6月定例会に付議が予定されている事案についての概要であります。

続きまして、各課報告事項であります。

初めに、定額給付金の申請受け付け及び給付状況について。4月1日の受け付け開始から5月18日現在での給付対象世帯は1万815件であり、そのうち9,895件、91.49%の受け付けを行った。給付金額は、3億6,360万4,000円の交付決定をしたとのことであります。

委員より、定額給付金と並行してされている子育て応援特別手当の給付状況について、現段階においての受け取り拒否の状況について、DVなどで世帯主と別個の対応を要望しておられる件数について、給付金の受け取り拒否の人への寄附対応について、現在までの未申請者への対応についてなどの質疑がなされ、一定の答弁を得ています。

続きまして、平成20年度継続費繰越計算書の報告について（一般会計）についてであります。（仮称）文化財活用センター整備事業に係る継続費について、請負業者決定が予定より6カ月程度おくれたことなどから、2億1,181万円を平成21年度に繰り越しするものであるとの説明がなされました。

次に、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）について。定額給付金給付事業については、給付事業の完了が平成21年度となることから、事業費4億5,806万5千円のうち4億5,112万1,195円を繰り越すものである。また、幼稚園園舎耐震補強事業において、斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園の園舎耐震診断を、時間的な問題もあり、430万円全額を繰り越すとの説明がなされました。この2事案につきましては、特段の質疑はなされませんでした。

次に、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてあります。理事者より、政府は、人事院の国家公務員の期末・勤勉手当の支給率の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を今国会に提出された。斑鳩町においても、この法案が可決され、公布施行のあかつきには、これに準拠した給与条例等の改正を行いたい。その概要は、一般職の職員の期末手当は現行より0.15月の引き下げの1.25月に、勤勉手当につきましては現行より0.05月引き下げの0.7月に、再任用職

員の期末手当は現行から0.05月引き下げの0.7月に、勤勉手当は現行から0.05月の引き下げの0.3月に、議会議員と常勤の特別職の期末手当は現行から0.15月の引き下げ1.45月にするものである。

この条例の一部改正は、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の3つの条例改正が必要となるが、それぞれ個々の改正ではなく、一つの改正条例としてまとめて改正する。また、今回は暫定的に引き下げるとの特例措置であり、今回の町条例の一部改正は付則での改正という形をとっている。

なお、この条例改正は、6月期の期末・勤勉手当の支給基準日である平成21年6月1日の前日の5月31日までに公布、施行されている必要があり、そのためには、まず国の給与法案が公布、施行されることが必要であるが、その時期は今現在未定であることから、専決処分をさせていただきたい。この条例の一部改正によりまして、期末・勤勉手当で約1,500万円、共済費の負担金で約200万円、計約1,700万円の減額となるとの説明がありました。

委員より、減額1,700万円の内訳について、一般職の職員数と再任用の職員数について、職員組合との話し合いについてなどの質疑があり、理事者よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管にかかわる内容についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億6,130万1,000円とする。

歳入予算の補正としては、3名の方から寄附及び史跡中宮寺跡現地説明会、史跡藤ノ木古墳石室特別公開において斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への募金、計3万3,000円の増額補正、福祉費寄附金で2名の寄付により3万7,000円の追加補正。次に、消防団員4名の退職により退職報償金の受け入れ123万1,000円の追加補正である。

歳出予算の補正として、議会費で事務局職員の0.2カ月分の減額及び共済組合負担金率の改正及び人事異動等の影響により126万1,000円の増額、議員の期末手当0.15カ月分として88万8,000円の減額。総務費では、期末手当0.2カ月分の減額及び共済組合負担金率の改正及び人事異動等の影響により71万8,000円の増額補正。次に、消防費では、団員4名の退職に伴い123万1,000円の追加補正。

教育費では、同じく0.2カ月分の減額及び共済組合負担金率の改正及び人事異動等の影響により745万8,000円の増額補正。また、幼稚園費では、臨時講師及び補助員の配置等により192万円の増額補正である。

今回の予算補正に要する財源として、予備費から1,668万2,000円を充当していく。なお、新型インフルエンザに対応するマスク、防護服、手袋、消毒液などの購入費や職員手当などの対応費用200万円も予備費から充当したとの説明がなされました。

委員より、幼稚園の教頭を廃止し外から園長を迎え入れた。斑鳩町全体の人件費は上がることになると思うが、あえてこのような体制をとる理由についての質疑があり、理事者より、今回、幼稚園改革という中で、専任の園長を入れる体制をとった。また、臨時職員3名にかわり正職員を3名新しく採用し、保育する職員の充実を図った。園長、職員の研修、出張した時に補充する補助員を3名採用した。また、6月からは特別支援教員1名を配置していきたいとの答弁があり、委員より、今の斑鳩町の幼稚園の抱えている問題を具体的に説明し、新しく園長を迎える理由を説明してほしいとの質疑に、園でいざという時、園として即決し、すぐに対応していく意味で、園長をじかに置くほうが運営上スムーズに行くのではないかと、また外部から新たな空気を取り込むことも運営上重要ではないかと、そして特色を持ちながら意欲ある幼稚園教育を進める、そうした中で、今まで兼務していた時と違って直接見ることによって課題も出てきており、そうした課題を次年度に向けて改革等しながら来年度の幼稚園教育に反映していきたいとの答弁がなされ、また同委員より、園長は民間の方から入れられたのか、またこれまでの教頭では園長は務まらないのか、民間人でないなら、「外から風を入れる」ということと実際の人事とは相当ギャップがあるように思われるが、その事についてなどの質疑があり、一定の答弁がなされました。また他の委員より、責任を持ってやっていただく園長が臨時職員の身分でよいのかとの質疑には、任命を受けた以上は、どういう形であろうが職責を全うしていただけると思っているとの答弁がなされました。

次に、平成20年度町税不納欠損処分についてであります。平成20年度町税不納欠損処分合計で1,477万4,651円で、実人数は法人を含む117人である。平成19年度の不納欠損処分量は3,024万9,262円であり、1,547万4,611円減少している。また、20年度の差し押さえなどの滞納処分量は3,024万5,000円であるとの報告がなされました。

委員より、法第18条の1項、消滅時効が到来したものにおける法人町民税について、また他の委員より、今後の不納欠損の見込みについてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

その他として、定例会中の6月15日、午後1時から消防運営委員会が開催されること、また町民体育大会を誰もが参加しやすくよりよい大会にしていくためのアンケート調査について、5月末を締め切りとし、その結果集計の後、分析及び検証を行い、当委員会に報告するとのことでした。委員より若干の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

続きまして、その他について、委員より、新型インフルエンザへの町内小中学校の対応について質問があり、幼・小・中学生を対象に各家庭に聞き取り調査を行った結果、中学校で、鼻水・鼻づまり・のどの痛み・咳・熱の2つ以上の症状のある子どもが8名いたが、陰性であったとの答弁がなされています。

以上が閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。なお、質疑の答弁の後の再質疑、再答弁もなされている事案等もございますので、詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。15番、木田委員長。

○予算決算常任委員長（木田守彦君） それでは、予算決算常任委員長報告をさせていただきます。

閉会中の5月22日、全委員出席のもと予算決算常任委員会を開催いたしましたので、その審査の概要について報告いたします。

まず初めに、各課報告事項として、6月定例会初日に承認、報告が予定されております当委員会所管の町長専決処分に係る承認案件及び継続費繰越計算書等の報告についてあらかじめ説明を受けました。

1番目、町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、歳入歳出予算に総額5億6,900万円を追加するものであります。平成20年度単年度収支では、最終的に歳出で7,

500万円の黒字になるという見込みではありますが、これまでの累積赤字がありますことから繰り上げ充用を行うものであります。一方、歳入では、歳入欠陥補てん収入として同額の追加補正をするものでありますとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、7,500万円の黒字の要因について質疑があり、平成20年度において一般会計から介護納付金と介護保険料の差額として、平成18年度までの累積額として9,300万円の繰り入れがあり、当初予算では算定しきれなかった前記高齢者納付金が約7,000万円ほど多く入ってきたことが黒字となった理由との説明を受け、終わっております。

次に、2番目の町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）。平成20年度の医療に係る経費歳出が歳入を上回ることとなり、歳入欠陥が生じますことから、不足分を平成21年度より繰り上げ充用をするものであるとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、老人保健特別会計が平成22年になくなるが、繰り上げ充用で対応をしているのは今後どうなっていくのか。その質疑に対し、現在、老人保健による診療はありません。すべて月遅れ請求によるものです。今後3年間特別会計を持つとしても、すべて月遅れ請求に対応するものであります。月遅れ請求が最終年度になれば、特別会計は廃止となり、一般会計に移行し処理するということになるとの説明を受け終わりました。

次に、3番目の平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）。（仮称）文化財活用センター整備事業に係る継続費について、請負業者決定が当初予定より6カ月程度おくれたことにより、工事着手もおくれ、工事出来高が減額となったことから、平成20年度継続費のうち2億1,181万円を平成21年度に繰り越しするとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく終わりました。

続いて、4番目の平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）。平成20年度予算において年度内での執行が出来なかった経費を、平成21年度に繰り越すものであります。主なものとして、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業、火葬場周辺対策事業、鳩水園施設改良事業、衛生処理場周辺対策事業、土地改良支援事業、法隆寺線整備事業、幼稚園園舎耐震補強事業、以上の事業の説明を受け質疑をお受けしたところ、委員より、補償の関係のことで厚生常任委員会や建設水道常任委員会でも議論、質疑があり、事業内容がよくわからないので資料も付けて説明されるようにということでありました。事業に対するチェックを町としても地元要望だけ

で左右されずに独自に精査する必要があるのではないかとの質疑に対して、地元と協力しながらチェックもして予算計上をしてほしいとの要望がありました。以上で、一定の説明を受けたということで終わりました。

5番目の平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）でございます。3月議会定例会におきまして、繰越明許をいたしました神南3丁目地内の第11処理分区2工区－5工事及び龍田2丁目地内の第12処理分区内の4工事を発注し、整備区域の拡大推進を進めているとの説明を受け、特段の質疑もなく、説明を受けたということで終わりました。

次に、6番目の平成20年度繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）でございます。介護従事者処遇改善のため、平成21年度より介護報酬が引き上げられており、その報酬の引き上げにより、第1号被保険者の保険料負担もふえることにより、負担増分を抑制するために国費より交付金が交付されることから、交付金の内容を第1号被保険者に周知するための費用として交付された経費について、受け入れが平成20年度末であったので予算執行が出来ないことから、平成21年度に繰り越すとの説明を受けました。委員より質疑もなく、報告を受けたということで終わっております。

そして、続きまして、6月に上程が予定されております議案で予算補正を必要とする事務事業についてであります。

1つ目の平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について。この補正予算には、人事院勧告に伴います人件費の補正が含まれております。当町におきましては、従来から国家公務員の給与に準拠しておりますことから、本年6月に支給いたします期末勤勉手当の月数を、一般職員で0.2カ月分の引き下げ、再任用職員で0.1カ月分の引き下げ、また議会議員の期末手当については0.15カ月分の引き下げで、常勤の特別職の期末手当についても同額の引き下げであります。

給与条例の一部改正については、6月期の期末勤勉手当の支給基準の6月1日の前日までに公布、施行される必要があることから専決処分をさせていただいたとの考えを示されました。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万1,000円を追加するものであり、募金、寄附で7万円、消防団員退職報償金で123万1,000円であります。特に今回新型インフルエンザへの対応として、感染防護等の備蓄品の購入として2

00万円を充当しているとの報告を受けました。

質疑をお受けしたところ、委員より、幼稚園の運営について、70万3,000円の増額補正とインフルエンザ対策の備品の購入と対応についての質疑があり、一定の答弁をいただきました。また、他の委員より、人件費所要額、人事院勧告影響額は0.2カ月の減額になるが、増額の分についての質疑がありました。増額については、共済組合の負担率が引き上げられましたことにより、当初予算では改定率が確定しておりませんでしたので、確定の後改定するという事で、前の率で計上させていただきましたので、今回、新しい率で再計算したところでございます。よって、共済組合費の額が上がっており、昇格あるいは昇給により増額したものであります。期末勤勉手当は減額になっておりますが、トータル的にふえているということであり、土木費で1,411万円の減額については、人事異動により2名の職員の減となり、トータル的に減となっておりますとの説明を受け、一定の理解を得たということで終わっております。

2番目の平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、人事院勧告関連及び人事異動に伴う補正869万2,000円の増額を一般会計から繰り入れするものであるとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑もなく終わっております。

3番目の平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。この件についても、人事院勧告及び人事異動による人件費の増額補正を行うものであるとの説明を受け、質疑もなく、一定の審査を行ったということで終わっております。

4番目の平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、人事院勧告に伴う夏季賞与の期末勤勉手当の月数の引き下げ、共済組合負担率の改正に伴う増額及び人事異動に伴う人件費の影響によるとの説明があり、質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、一定の審査を行ったということで終わっております。

5番目の平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。後期高齢者医療制度の保険料について過払いが発生し、平成20年度で還付することを決定したものの、還付出来なかった分につきまして平成21年度から償還するものであるとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、介護保険ではそうならないのではないかと思うがという質疑に対し、介護保険でも同じ方法で還付しているとの答弁がなされました。また、未支給年金を受けたかどうかについては、役場の方ではわからないので、社会保険庁からの指示を待つしかないものと理解していただき

たいとの答弁でありました。

以上で、一定の審査を終えたということで終わっております。

次に、6番目の平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について。この件についても、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の予算補正で、原水及び浄水費で481万2,000円の減額、配水及び給水費で433万円の減額、総係費で26万1,000円の増額で、差し引き水道事業費用7億8,173万3,000円から888万1,000円を減額するものであるとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、質疑もなく、一定の審査を行ったということで終わっております。

次に、3番目、その他について委員にお聞きしたところ、6月の水道決算の審査をする時に、中長期の計画について、決算時に年度ごとに状況が変わっておるので、提示をしていただきたいとの委員の要望に対し、理事者の方から、出させていただくと一定の答弁をいただき、審査を終えました。

以上が、閉会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7、議案第19号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第20号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、日程9、議案第21号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第22号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、日程11、議案第23号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程12、議案第24号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程13、議案第25号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程14、議案第26号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程15、議案第27号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程16、議案第28号 斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結について、日程17、議案第29号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その

1)、日程18、議案第30号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、日程19、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、日程20、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について)、日程21、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、日程22、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)、日程23、認定第2号 平成20年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程24、報告第7号 平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)、日程25、報告第8号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、日程26、報告第9号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)、日程27、報告第10号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(介護保険事業特別会計)、日程28、報告第11号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、日程29、報告第12号 平成20年度斑鳩町土地開発公社業務報告について、以上23議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました23議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等のご説明を申し上げ、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、「いかるがパークウェイの整備促進」についてであります。現在、稲葉車瀬区間及び五百井・興留区間では、国において計画的に事業を実施する区間とされております。また、岩瀬橋から三室交差点までの区間についても、計画的に事業が実施できるよう構造の検討が進められているところであります。したがって、現在、供用されている小吉田モデル区間を含み県道大和高田斑鳩線から国道25号三室交差点の間、約2.3キロメートルの区間について事業促進が図られているところであります。

各整備区間の進捗状況といたしましては、まず、稲葉車瀬区間では、平成19年度から実施されてきました「岩瀬橋下部工事」が、去る5月20日に竣工しております。引き続き「いかるがパークウェイ岩瀬橋上部工事」が発注されており、平成22年3月

10日までの工期で施工されることとなっております。

また、稲葉車瀬区間の東側、町道405号線、通称当麻道から西へ331メートルにおいて「いかるがパークウェイ稲葉車瀬地区改良工事」も発注され、平成22年1月10日までの工期で施工されることとなっております。先般、稲葉車瀬自治会において道路改良工事の説明会が行われたところで、今月から本格的に工事に着手されることとなっております。

町といたしましては、今後、近接する地域2カ所で工事が実施されることから、特に周辺地域の皆様への安全対策等について、国と連携を密にしながら、事故等がないよう十分な対策を講じていただき、工事が円滑に進められますよう調整に努めてまいります。

さらに、竜田川右岸から国道25号三室交差点の区間については、平成20年から道路構造や三室交差点の計画について、地元の住民の方々との協議もさせていただき、貴重なご意見を賜っているところでもあり、今後、さらに地元協議を進め、できるだけ早く当該区間の道路構造や交差点計画等の取りまとめをいただきまして、計画的な事業実施ができますよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、五百井・興留区間の状況であります。

現在までに、道路の高さや交差点の形状等について国において検討がなされてきており、今後地域の皆様と協議をさせていただきながら事業が進められることとなっております。

続きまして、JR法隆寺駅周辺整備につきましては、駅南口の1号線及び北口広場の整備が平成20年度末で完成いたしました。また、駅北口の5号線は、現在、路線東側への拡幅を先行して進めており、事業用地3件につきまして今日までに契約を締結したところであります。

次に、駅南口の2号線ですが、現在、約2.4ヘクタールの農地部分において、土地区画整理事業実施に向けて地元において協議が進められており、現在は、地元役員の方々を中心に準備組合設立や土地利用の方針等の熟度を高めていただいているところであります。今後、都市計画道路安堵王寺線から駅南口に接続する（仮称）法隆寺駅前線及び駅前広場の都市計画決定に向けて、地元自治会への説明会や関係する地権者への説明等の対応を行う予定であります。

次に、公共下水道の整備状況についてであります。

まず、平成19年度に発注いたしました継続事業の神南3丁目地内から神南5丁目地

内までの幹線工事につきましては、本年12月14日の完成に向けて順調に工事を進めております。

また、平成20年度繰越明許による神南3丁目地内と龍田2丁目地内の面的整備工事につきましては、現在、準備作業を進めているところであります。

一方、本年度の工事につきましては、昨年度に引き続き、神南3丁目、龍田西6丁目、興留1丁目、興留9丁目地内の整備拡大に努め、さらに龍田南2丁目地内の整備に着手する予定であります。

繰越事業を含めた本年度工事では、約6ヘクタールの整備区域の拡大を予定し、公共下水道の普及及び水洗化促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。

当施設は、史跡藤ノ木古墳のガイダンス機能を中心に、斑鳩の歴史・文化の調査研究や情報発信の拠点施設として、平成22年3月のオープンをめざして整備工事を進めています。現在、展示棟改修工事では建物内部の解体工事を終えまして、給排水等の配管工事を行っており、管理棟新築工事では基礎工事を終えまして、荷さばき場や正面玄関スロープの設置工事、敷地内の給排水の配管工事や外壁工事等を進めており、5月末現在で約25%の進捗率となっております。

また、当施設が多くの皆様に親しまれ、ご利用いただくことを目的としまして、6月1日から施設の愛称募集を行っております。

以上が、町が進めております事業の状況等でございます。

なお、5月25日、北朝鮮が地下核実験を実施したとの報道があり、国際社会を無視し核実験を強行したことは、世界の平和と安全を脅かす重大な挑戦であり、激しい怒りを覚えるものであります。

私は、世界文化遺産があり、非核平和宣言の町として、これまでも核実験を実施した国々に対して議長とともに抗議文を送付してきております。このたびの核実験に対しても北朝鮮に抗議文を送付するなかで、改めて世界の恒久平和を願うものであります。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第19号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町都市計画マスタープラン及び斑鳩町景観計画の策定にあたり、総合的な視点か

ら検討を行うことを目的といたしまして、有識者及び住民公募委員等にて構成する斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会並びに斑鳩町景観計画策定委員会を設置することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

平成21年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されたことから、斑鳩町町税条例及び斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（平成20年6月斑鳩町条例第19号）において所要の改正を行うものであります。

その主な改正の内容であります。現下の社会・経済情勢等を踏まえ、個人住民税において、住宅ローン特別控除制度が創設されるとともに、上場株式等に係る配当及び譲渡益に対する軽減税率が延長されること等から、その規定の整備を行うものであります。

次に、議案第21号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

その主な改正の内容であります。国民健康保険税の所得割額の算定や減額の判定の基礎となる所得について、上場株式等の配当所得を加えるなど、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ69億6,130万1千円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず、歳入では、第17款寄附金で、教育費及び福祉費への指定寄附金、7万円の増額及び追加補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入では、消防団員の退職がありましたことから、その退職報償金受入金123万1千円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出では、本年4月に実施した職員の人事異動等に伴う人件費の補正を、また、人事院勧告に準拠した6月支給の期末・勤勉手当の月数を0.2月引き下げたことによる減額補正、及び共済組合負担率の改正に伴う増額補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。また、議員皆様及び特別職の期末手当の月数を0.15月引き下げたことによる減額補正につきましても計上させていただいております。

人件費以外の主な内容といたしましては、まず、第3款民生費、第1項社会福祉費、

第1目社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費繰出金869万2千円の増額補正を、また、歳入で申しあげました寄附金を福祉基金へ積み立てることから、その積立金6千円の追加補正をお願いするものであります。

第10目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費繰出金382万9千円の減額補正をお願いするものであります。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、児童福祉の充実にいただきました寄附金について財源振替をお願いしております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、管理費及び公債費繰出金565万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員4名の退職に伴う退職報償金123万1千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費では、特別支援教育に係る体制の充実のため、臨時講師及び補助員の配置等に係る所要額192万円の増額補正をお願いするものであります。

第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、歳入で申しあげました寄附金を斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金へ積み立てることから、その積立金2万3千円の増額補正をお願いするとともに、埋蔵文化財の発掘調査にいただいた寄附金1万円の財源振替を行っております。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要する財源として1,668万2千円を充当させていただく補正をお願いしております。

次に、議案第23号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ34億3,159万2千円とするものであります。

その内容といたしましては、まず、歳入では、第8款繰入金として、職員給与費等繰入金の869万2千円の増額であります。人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の減額及び人事異動に伴う増額に係る一般会計からの繰り入れであります。

一方、歳出では、第1款総務費で人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の減額及び人事異

動に伴う増額をあわせ、869万2千円の増額補正をお願いするものであります。また、第4款前期高齢者納付金等につきましては、前期高齢者納付金の概算額の確定に伴い55万9千円の増額をお願いするものであり、第11款予備費につきましては、その前期高齢者納付金等の増額の財源とするため、予備費から55万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第24号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億5,315万6千円とするものであります。

その内容といたしましては、人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の減額及び人事異動に伴う人件費の増額によるもので、歳入では、第4款繰入金で565万6千円の増額、歳出では、第1款公共下水道費で、同額の565万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第25号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万9千円を減額し、歳入歳出それぞれ15億4,147万1千円とするものであります。

その内容といたしましては、人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の減額及び人事異動に伴う人件費の減額によるもので、歳入では、第8款繰入金で382万9千円を減額、歳出では、第1款総務費で、同額の382万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第26号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,544万5千円とするものであります。

その内容といたしましては、まず、歳入では、第6款諸収入で保険料還付金として44万5千円の増額補正をお願いするものであります。町が徴収した後期高齢者医療保険料は、広域連合に納付金として支出しているため、歳出の償還金として還付する保険料を広域連合から収入するものであります。

一方、歳出では、第3款諸支出金で保険料還付金及び還付加算金として、44万5千

円の増額補正をお願いするものであります。後期高齢者医療保険料について過払いが発生し、平成20年度で還付できなかった分について、平成21年度から償還するものであります。

次に、議案第27号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出で、第1款水道事業費用7億8,173万3千円から888万1千円を減額し、7億7,285万2千円とするものであります。

その内容といたしましては、人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の減額及び人事異動に伴う人件費の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第28号から議案第30号までの3議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5項の規定に基づきまして、予定価格が5,000万円を超えることから工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第28号 斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてであります。

昨年度に本館東棟を行い、今年度は引き続き西棟の耐震補強を行うものであります。

その概要につきましては、鉄骨ブレス補強・柱増打ち補強工事並びに補強に伴う外装・内装・設備等の改修工事であります。

去る5月19日に郵便による指名競争入札に付したところ、低入札調査基準価格を下回ったことから、低入札調査を実施した結果、適正に履行されるものと認め、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、株式会社鍛冶田工務店、代表取締役社長 鍛冶田八彦、契約金額は、3,969万円であり、工期は議会議決後、平成21年8月27日までの67日間であります。

次に、議案第29号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）であります。

その概要につきましては、工事場所が神南3丁目地内で、施工延長約614メートルの下水道管渠を築造する工事であります。

去る5月19日に郵便による指名競争入札に付したところ、低入札調査基準価格を下回ったことから、低入札調査を実施した結果、適正に履行されるものと認め、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、機動建設工業株式会社奈良営業所、所長 篠原徹、契約金額は、1億3,524万円であり、工期は議会議決後、平成22年3月19日までの271日間であります。

次に、議案第30号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）であります。

その概要につきましては、工事場所が神南3丁目地内で、施工延長約676メートルの下水道管渠を築造する工事であります。

契約の相手方は、株式会社中谷組、代表取締役中谷保子、契約金額は、9,310万350円であり、工期は議会議決後、平成22年3月19日までの271日間であります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてであります。法務省において人権擁護委員の活性化として、当町に置かれる委員が7名から1名増員されることとなったことから、松田和枝氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について）であります。

本年5月1日付で、国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数の改定に関する人事院勧告が行われ、政府は人事院勧告尊重の基本姿勢に立って、勧告どおり実施することを決定し、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が5月29日に公布、施行されました。

このことから、当町におきましても国家公務員の給与に準拠した改正を行うこととし、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年5月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な改正の内容は、平成21年6月に支給いたします期末・勤勉手当の月数を、一般職の職員で0.2月、再任用職員で0.1月の引下げ、また、議員皆様及び常勤の特別職の期末手当につきましては、0.15月の引下げとなる改正を行ったものであります。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成20年度本特別会計において、歳入が、医療等に要した費用など歳出に対して不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成21年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,900万円を追加し、歳入歳出それぞれ34億2,290万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年5月28日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成20年度本特別会計におきまして、歳入が、医療等に要した費用など歳出に対して不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成21年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ522万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,206万5千円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年5月28日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、歳入不足となった国庫負担金については、平成21年度におきまして精算し、その全額を受け入れるものであります。

次に、認定第2号 平成20年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

水道事業は、住民が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠な社会基盤であり、社会経済活動に欠くことのできない基盤施設として「安全」で「安心」して利用できる「良質な水」を安定的に供給できるよう努めているところであります。

平成20年度の決算状況についてであります。営業収支は7,724万4,324円の営業利益となり、その内訳として営業収益は前年度に比べ2,648万5,279円減の7億2,778万9,183円で、特に給水収益は節水意識が高まるとともに節水器具の普及等により、前年度より1.6%減少の6億9,775万2,670円となりました。

一方、営業費用では、前年度に比べ1.3%、881万6,277円減の6億4,482万7,266円となりました。

また、営業外収支では、他会計負担金等から企業債支払利息等を差し引き4,008

万5, 726円の損失となりました。

その結果、当年度純利益は、3, 715万8, 598円となりました。

次に、資本的収支では、資本的収入が工事負担金、国庫補助金、企業債等で1億6, 646万7, 700円であり、資本的支出は建設改良費といたしまして、管路近代化事業、老朽管更新事業、公共下水道工事に伴う配水管工事、取水井戸の整備等及び企業債償還金により3億5, 794万4, 095円となりました。なお、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上が概要であります。本決算につきましては、去る5月18日、 巳・中西両監査委員により慎重なご審査をいただきまして、平成20年度決算に対する意見書もいただいているところであります。

引き続き、適切で健全な水道企業会計の運営に努めてまいりますので、議員皆様はじめ住民皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、報告第7号 平成20年度斑鳩町繰越費繰越計算書の報告について（一般会計）についてであります。

平成20年度から2カ年の継続事業として取り組んでいる（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備事業につきまして、平成20年度に係る歳出予算の経費のうち、年度内に支出の終わらなかったものについて、平成21年度予算での歳出の経費に充てるため、その報告を行うものであります。

次に、報告第8号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についてであります。

平成20年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている定額給付金給付事業他9事業につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成21年度予算に繰越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第9号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）についてであります。

平成20年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている公共下水道事業（第11処理分区2工区－5、第12処理分区4工区－4）につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成21年度予算に繰越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第10号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介

護保険事業特別会計) についてであります。

平成20年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている介護従事者処遇改善臨時特例交付金周知事業につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成21年度予算に繰越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第11号平成20年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成20年度において、文化振興財団が実施した自主事業は前年度より1事業増加の22事業であり、これに要した事業費は1,383万9,009円で、これに対する事業収益は1,516万855円であります。

これを収支で見ますと、収支黒字額は132万1,846円、収支率は109.6%であり、平成18年度の収支赤字額121万8,862円、収支率91.7%、平成19年度の収支赤字額32万2,883円、収支率98.5%と毎年度改善している状況であり、平成20年度は黒字となっております。

また、ホール管理運営事業費は、平成20年度においては概ね前年度同額の1億495万458円、図書館管理事業費についても、概ね前年度同額の1,339万5,337円であります。

次に、報告第12号平成20年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてであります。

平成20年度の主な事業内容についてであります。平成20年度においては、当土地開発公社で新たに取得した用地は無く、処分事業として、興留9丁目地内で保有していた道路新設改良事業用地他4件を斑鳩町に処分いたしております。処分額は5億9,417万6,702円となっております。

このことにより、平成20年度末の公社保有地の状況は、簿価総額が2億9,845万8,795円、保有面積が1,388.58平方メートルとなり、平成20年度期首と比較して、簿価総額で5億7,756万7,608円、保有面積で3,246.26平方メートルの減となりました。

土地開発公社の経営の健全化につきましては、今後とも借入金の総額をできる限り縮減することを第一に考え、町の財政事情等を勘案するなかで進めてまいります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程7、議案第19号から日程18、議案第30号までと、日程23、認定第2号の町長提案の13議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第19号　斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　これをもって議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第19号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第20号　斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　これをもって議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第21号　斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君）　　この国保税条例の改正のところの最後の要旨のところの4つあるうちの2番が私はもうひとつよくわからないんですけれども、これまでどうであってこれからどうであるのかというのと、株式等の、これを、株をやることによって損失が出た分を控除するとあるんですけれども、この関係がもうひとつよくわからないので、ご説明をお願いしたいんです。

○議長（中西和夫君）　　西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君）　　この要旨の2番につきましては、上場株式に係る譲渡損失があった場合ということでございます。これまで、その上にございます要旨の1番で、この上場株式等の配当に係る配当所得の金額が、国民健康保険税の保険税の算出に当たる所得に入れられてなかったということが、今回の改正で、平成22年1月1日以降の

施行でございますけれども、この施行日以降で国民健康保険税の税額を算出する中で、上場株式の配当に係る配当所得も所得として入れられるようになったということが1点であります。

それから、株式の損失の関係でございますけれども、この配当所得が入れられることによりますが、上場株式の配当の中で、上場株式で損失をした場合に、この配当所得の中からその譲渡損失の部分、売った場合は譲渡所得になりますけれども、この部分が配当所得の金額を限度として差し引きされる、控除されるということになっております。ただ、この損失が配当所得を上回った場合には、その配当所得が限度となりまして、その上回った損失の分についてはほかの所得には反映されないということで、配当所得の範囲の中で減額をされていく、損失の分については減額をされていくと、こういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今の説明で、そうすると、僕は株やったことがないんでよくわからないんですけども、株をして損が出たと、でもその損の分というのは、ほかの例えば通常仕事をしていて得る所得の方には反映されないと、それを超えた場合はもうゼロ、プラスがあった場合だけ所得に加えて計算するというこの理解でよろしいですね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） そういう内容でございます。ほかの所得には反映されない、配当所得の範囲の中で差し引きされるということでございます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。ほか、ございませんか。これをもって議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第22号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第23号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第23号は、予算決算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程12、議案第24号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第24号は、予算決算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程13、議案第25号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第25号は、予算決算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程14、議案第26号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第26号は、予算決算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程15、議案第27号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第27号は、予算決算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程16、議案第28号 斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程17、議案第29号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第29号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第30号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第30号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって諮問第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてご説明を申し上げます。

法務省におきまして、人権擁護委員の活性化の一方策として検討をされてきました委員の増員について、当町に置かれる委員の数が7名から8名に1名の増員をされることから、松田和枝氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読によりましてご説明とさせていただきます。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西3丁目11番14号

氏 名 松田和枝

生年月日 昭和20年5月11日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますけども、朗読は省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。諮問第3号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付し答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、満場一致をもって適任であるとの意見を付し答申することに決定いたしました。

続いて、日程20、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、承認第6号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読をさせていただきます。2枚目であります。

斑専第9号

専決処分書

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

斑鳩町長 小城利重

それでは、条例の改正内容につきまして、議案書の最後のページでございます要旨に沿いましてご説明を申し上げますので、要旨をご覧いただきたいと思っております。

国家公務員の給与に関する人事院勧告が、去る5月1日に行われ、5月8日には国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定がされ、国家公務員の給与改正法が、平成21年5月29日に施行されたところであります。

このことから、当町職員及び議会議員の皆様並びに特別職の職員の給与改定も、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでありますが、今回の当条例の改正内容につきましては、現下の経済社会情勢等にかんがみ、本年6月の期末手当等の一部を暫定的に引き下げる措置を実施するものであります。

次に、平成21年6月に支給いたします期末・勤勉手当の月数でございますが、一般職の職員の期末手当で0.15月の引き下げ、勤勉手当で0.05月の引き下げで、合計で0.2月の引き下げとなります。次に、再任用職員の期末手当で0.05月の引き下げ、勤勉手当で0.05月の引き下げで、合計で0.1月の引き下げとなります。また、議員皆様と常勤の特別職の期末手当の月数につきましては、0.15月の引き下げとなります。

これらの条例の一部改正につきましては、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、それから特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の3条例の改正を1つの改正条例としてまとめて改正を行っております。

また、今回の6月期の期末・勤勉手当の支給月数につきましては、暫定的に引き下げ

る特例措置でありますことから、これらの条例の一部改正につきましては、付則での改正を行っております。

今回のこの条例の一部改正につきましては、国の給与法案が公布、施行される時期が未定であったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでありまして、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

なお、人事院では例年どおり職種別民間給与実態調査において、期末・勤勉手当に相当する民間の賃金の支払い状況を調査して、その結果を踏まえて、8月ごろには必要な措置が勧告される予定であることから、当町といたしましても、その人事院勧告に準拠した適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略させていただきましてご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上でご説明とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長の方からも一定説明があったんですけれども、経済情勢等にかんがみて今回引き下げをされるということですが、そもそもなぜ引き下げになったのかというところについて、もう少しその点についてご説明をいただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご説明もさせていただきましたけども、まず民間の昨年の秋以降の世界的な同時不況によりまして、急激な経済活動の冷え込みがございます。そうしたことから、民間の夏の一時金が前年より大きく減少することがうかがえることから、民間と公務員の特別給に大きな乖離があることは適当ではなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいとされております。

なお、調査結果でございます。平均で、国の人事院の調査でございますけども、夏の妥協の企業の増減ですけど、平均で14.9%の減となっております。そのうちで、企業別、社員さんの数ですけども、100人未満ではマイナスの28.3%、100人から500人未満ではマイナスの10.9%、500人以上1,000人未満では21.

3%となって、このような結果から平均でマイナスの14.9%となっております。

これらを勘案されて、人事院では特別の勧告を出されたということでもあります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ただいま民間の方でやはりそういうふうになっているということから、乖離をなくすためにという説明があつたんですけども、確かに民間の方で経営が厳しいということで、給与、ボーナス等を下げざるを得ないという状況は確かにあると思うんですが、ただ、やはり、今、景気の低迷を回復させていこうと、景気回復という点で言いますと、果たしてこの給料を引き下げることが、内需拡大の点から考えても、私は逆行することにならないかなという点で少し矛盾を感じるんですけども、町としてはその点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 総収入が減りますと内需拡大には逆行するという考え方が一つはあると思います。一方で、企業が成り立っていく、また日本経済が成り立っていくためにはどうあるべきかということを考えた時に、その一つとして、人件費の削減も一つの方策としてされております。

そうした中で、今回、各企業さんでは人件費の一部をカットして、また余り人員削減にもならないということで、ワークシェアリングの手法も取り入れておられますんで、それらを総合して勘案された結果だと考えております。

特に、内需拡大と言われておりますけども、ちなみに町内の影響ということでお答えさせていただきますけども、これは非常に難しい問題でありまして、例えば公務員、私たちですね、ある人は、給与下がった分、それをすべて消費から減らす人もあります。また、ある人は、給与下がったけども、今までの貯金を取り崩す人もあります。で、消費を減らさない人もあります。また、ある人は、消費は減らさないで預金を減らす方もおられますんで、それぞれ個人差が相当ございますんで、その影響額というのは非常に難しいということをご理解いただきたい思います。

ちなみに、ただ、一つの目安でありますけども、平成19年度の調査でありますけども、斑鳩町内での小売業等の年間商品販売額というのがございます、これは調査で。これが、斑鳩町で約297億3,700万円ございます。この数字があります。仮に1,500万円すべて、先ほど色々なパターン言いましたけども、すべて消費を減らされたとしたら、その影響額は0.05%となってまいります。そうした時に、この0.0

5%の影響を、影響と見るのか影響と見ないのかというのもまた個人差がありますので、非常に難しい問題で、非常に答弁が難しい問題であるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、一定影響についても参考数値を出していただいて答弁いただきましたけれども、私、今回の条例改正によって、一般職の職員さん平均で8万円ほどやはり引き下げになるということについては、それは必要な部分についてはどうしても、生活品とかお金を使わないといけませんけども、やはり、今、景気を活性化させようということで、国の方でも定額給付金とかいうことでお金を使っていただくという施策をとっているにもかかわらず、やはりその一方で給与が減らされるということについては、矛盾しているなというふうに感じています。

あと、斑鳩町ずっと、この人事院勧告については遵守をされてきていると思うんですけども、国家公務員の給与改正ということで法律改正をされてますけども、それについて、地方自治体としてその法に従わなければいけないということになっているんじゃないかな。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、地方公共団体でも色々ございます。奈良県でしたら人事委員会がございまして、また、奈良市のような中核市でも人事委員会を持っております。そうしたところでは、その人事委員会が独自の判断をされます。その人事委員会の判断につきましても、国の人事院勧告とそう大きく、日本経済が変わるものではございませんので、変わることはないと思います。各町の場合は、人事委員会がございませんので、どうしても国の人事院の勧告、また奈良県の人事委員会の勧告を準拠しながら給与を決めていって、大きく乖離しないことといたしております。

ただ、その人事委員会でも、例えばここ数年、東北、北海道あたりでしたら、相当経済、国の実体経済と北海道の経済は相当違います。ということで、北海道の人事委員会は、国の人事院勧告よりも当然きつい勧告を出しておりますので、その中で期末手当も当然削減されておりますので。

斑鳩町の場合でしたら、先ほど申し上げた状況で、ほぼそんなに乖離がないということで、国に準拠いたしておるということでもあります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

- 14番（木澤正男君） すいません、ちょっと私の聞き方がわかりにくかったかもしれませんが、それは法的拘束を受けるものなのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。
- 議長（中西和夫君） 池田総務部長。
- 総務部長（池田善紀君） 法的拘束力はございません。期末手当を、例えば、今、0.15、勤勉手当0.05いっておりますけども、これはしなくてもいいですし、仮にそれ以上にやっても問題はございません。
- 議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。
- 14番（木澤正男君） そしたら、斑鳩町はやはり、人勧の方については遵守をするという立場で、今回、改正をされるというふうに理解をしておきたいと思いますが、委員会の中でも確認をさせていただきましたけれども、組合との関係ですね、組合の方、再度確認をしておきたいんですが、今回の改正については、どのように言っているのでしょうか。
- 議長（中西和夫君） 池田総務部長。
- 総務部長（池田善紀君） 5月14日に組合の方にも説明をいたしておきまして、委員会でもご答弁させていただきましたように、現在の人事院勧告についてはもうやむを得ないということで、ご理解をいただいております。
- 議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。
- 14番（木澤正男君） そういうことでありましたら、あえて反対まではしませんけれども、やはり私は今回の人事院の勧告については、少し矛盾があるのではないかとこのように感じておりますので、やはり今後の人勧との関係、さらには町職員さんの給与条例の改正等について、今回の意見についても、十分参考にさせていただいて、今後、検討していただきたいというふうに意見だけ申し上げておきたいと思います。
- 議長（中西和夫君） 13番、里川議員。
- 13番（里川宜志子君） 私、前々から思っているんですけども、人事院勧告って給与の問題だけなんかなあと。人事院が勧告するものというのは色々な問題があるというふうに思うんですが、給与については、斑鳩町はこのように町長の専決処分ですと遵守をするんだということですが、その他の問題ですね、人事院が勧告されるような色々な内容については、町はこれまでどのように受けとめて、どのように人事院の勧告を、給与と同様にといいのかな、どんなふうにしてやられているのかというところ

については、給与ばっかりの話になってますのでね、この際ですので、これを承認するに当たって、ただいま同僚議員の方から組合との関係も尋ねられておりましたので、職員さんに説明もされているのであれば、私たちあえて反対する立場にはございませんけれども、けれどもやっぱり人事院勧告というものを我々としてもどう受けとめるべきなのか、ただ給料だけに目がいつているような状況にあるのではないかということについても、この際ですので確認をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 人勸の中には、勤務時間の問題もございます。また、特別附帯意見として女性の社会参加の促進もございます。そうした中で、当町におきましては、育児休業等々につきましては、ご承知のように、国の法案を重視いたしまして、そのとおり一部改正を行っております。

昨年に人勸の中にありました勤務時間15分の短縮がございます。8時間から7時間45分がございました。これにつきましては、去年の人勸、夏ごろに出ましたけども、その秋以降、ご承知のように世界経済が相当冷え込んでおりましたので、各企業におきましても相当厳しい状況であるということでありました。そうした中で、15分の勤務時間を公務員だけが短縮して、それがすぐに1時間当たりの単価アップになってきます、結果として。そういうことがありますんで、奈良県内におきましても、県も実施されておりませんし、近隣市町村も実施されておりませんので、当然色々な町民の方の感情も考慮いたしまして、それについては実施していない状況であります。

なお、これにつきましては、社会経済情勢が変わってまいりましたら、国に準じた形で実施してまいるのは当然であります。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の部長の答弁をお聞きしておりましたら、私たちの理解としましては、斑鳩町としては、人事院が勧告をされる色々な内容はあるけれども、給与については専決処分をして遵守するけれども、その他の項目については、一つ一つそれぞれ、その時その時で状況を見る中で判断をし、必ずしも遵守するわけではないと。片一方では遵守するけれど片一方は遵守するかどうかわからないという、そういうちょっとあいまいな状況であると、町の姿勢はね、というふうに認識を持っていいのかということだけ最後にもう一度ご答弁ください。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、里川議員がおっしゃったとおりであります。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、満場一致で承認いたされました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、日程21、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第7号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度斑鳩町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月28日

斑鳩町長 小城利重

今回の補正の内容であります。平成20年度の医療に係ります経費等の歳出が歳入を上回ることになり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成21年度からその不足分を繰り上げで充用するものであります。既定の歳入歳出予算の額28億5,390万円にそれぞれ5億6,900万円を追加し、歳入歳出それぞれ34億2,290万円とするものであります。

補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。4ページをおあげいただきたいと思っております。第10款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入で5億6,900万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、歳出であります。次のページ、5ページでございます。第12款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金で5億6,900万円の増額をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきます。

平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億2,290万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月28日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この繰り上げ充用については、これまで毎年行われてきておりますし、今年度についても、金額的には若干、これまでより一般会計からの繰り入れなども行い、介護納付金分の累積赤字を少しでも解消していこうということで、長い期間かかって累積されてきた赤字なもんですからね、なかなか一遍にいかないということがあるんですが、それをやり始めたところへもってきて、去年から後期高齢者医療支援金分というのがまた国保の中で医療分とは別に徴収していただけてますけれども、これ、去年から始まりましたけれども、見込みとしては、この分が、今後、介護納付金分と同じように私はこれがまた国保の特別会計圧迫していくんじゃないかなあという心配もしておったんですけれどもね、この際ですので、この繰り上げ充用をしていただくに当たりまして、この辺の後期高齢者医療支援金分の方はどんなふうに見込んでおられるのか。

それとまた、今後、こういう色んな制度が変わってくる中で、介護分にしても、介護保険の制度そのものを色々変えていってサービスが受けにくくなる。受けにくくなることは、介護保険の創設の意義からは違ってるんやけど、そうすることによって、こっちも逆にまた、介護保険の会計もですけれども国保会計もこういう関係で助かっていく。

だけど、何というんですか、医療も、例えばリハビリなんかでも医療費で見てもらうのに限界がある。介護へ回すとか、その辺の関係の中で、どんどんどんどん色々変わっていている中では、とても医療費のあり方、医療保険のあり方、それぞれの介護保険のあり方、後期高齢者医療のあり方なんかについても、私は色々危惧しているところなんですけど、そういう問題提起も含めまして、この後期高齢者医療支援金分の見込みというんですか、今後の動向も含めまして、この1年間まだやってきたとこですけれども、

担当の方ではどのように見ておられるのかということなどについても、改めてやはりこの繰り上げ充用の問題は、ほんとに長年私も心配してきた問題でしたので、この際ですのでお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この後期高齢者支援金分は、確かに平成20年度から国民健康保険税の方にプラスをさせていただきました。この後期高齢者医療支援金分の算定につきましては、国保連協の方で、平成19年度でご相談申し上げた中で、今後、20年度から3年度分の推計を見込みまして、そしてその平均的な数字で、平成20年度から新たに後期高齢者医療支援金分として上乘せをさせていただいた経緯がございます。

今、質問者もおっしゃいますように、1年間の経緯を見てでございますけれども、今後のこの高齢者医療支援金分を含める国保財政の見通しでございますけれども、この後期高齢者支援金分につきましては、今、申し上げましたように、この部分につきましては3カ年の平均ということで、まだあと2年残っております関係上、この率につきましては、今のところマイナスになるとか、そういったことは見えてきてないのでありますけれども、この国保税全体の今後の見通しとしましては、21年度につきましては、前期高齢者交付金につきまして、約7億4,000万円の交付見込みがありまして、これは当初予算と比べますと1億3,000万円の収入増ということになってきております。

また、この前期高齢者交付金につきましては、平成20年度、21年度の交付を22年度で精算することになり、今はふえておりますけれども、来年度以降その精算によっては減る可能性もありますので、今現在ではどのようになるのかという見込みが立てにくいのが現状であります。

それと、21年度予算では、一般会計と国保の基金から、国保の基金を取り崩しまして合わせて約4,300万円の繰り入れを行うという予定もしております。

こういった中で、21年度は収支バランスをとってきたところではありますけれども、平成22年度以降につきましては、前期高齢者交付金の先ほどの精算が始まりますことから、短期といえども予測することはかなり難しい状況であります。現段階では、保険税の確保と、それから医療費の抑制に努めていくことで財政の悪化を防いでいかなければならないというふうに考えているところであり、見通しについては、今後また時がたつにつれて見通しを立ててまいりたい、そして適正な財政の運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 前々から申し上げておりますように、国民健康保険というのは、昔の国民健康保険と違って、今まさに職を失った方々や収入がない、収入を得ておられたらまた加入する保険もあったりするんです、お勤めになってたらね。だから、いわばそういった受け皿的な要素が、高齢者もふえてき、退職組もふえてき、ますますそういう状況にある中で、その間にそういうふうに変ってきている上に、介護保険が出来たり後期高齢者医療が出来たりする中で制度が変わり、財政基盤が脆弱な上に、これらの支援金分や納付金分がどのようにかかわっているのか。それで斑鳩町の国保財政もかなり累積赤字を抱えた一つの要因でもあった。

そのことを言い続けてやっと一般会計から繰り入れもしていただいているわけなんですけれども、ここら辺は、絶対見落とすことの出来ない問題で、それでなくても非常に負担能力を超えるような賦課が国保では行われているのではないかと、前々から私も、収入の低い方なんか思っているわけなんです、そういった生活基盤の弱い方たちによりしわ寄せがいくような保険税の形になってくる。

しかも、国保の会計そのものも圧迫されるというのであればほんとに大問題ですので、この辺につきましては、この繰り上げ充用はもちろんしていただいて結構ですけれども、承認はさせていただきますけれども、ほんとに国保財政が持つ大きな大きな課題、認識をしていただきまして、今後とも取り組みをしていただき、私たちもその都度また、今後とも動向については担当の方にお尋ねをさせていただきたいと思っておりますので、そのことだけお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第7号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第7号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程22、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたし

ます。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) それでは、承認第8号につきましてご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第8号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成21年度斑鳩町老人保健特別会計

補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月28日

斑鳩町長 小城利重

今回の補正の内容でございますが、平成20年度の医療に係ります経費と歳出が歳入を上回ることになり歳入欠陥が生じたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成21年度からその不足分を繰り上げ充用するものであります。既定の歳入歳出予算の額3,684万円にそれぞれ522万5,000円を追加し、歳入歳

出それぞれ4, 206万5, 000円とするものであります。

補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げたいと存じます。

4ページをお開きいただきたいと存じます。歳入の方でございます。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目医療費負担金、522万5, 000円の増額でございます。平成20年度で受けるべき国庫負担金に受け入れ不足があったため、平成21年度で精算し受け入れをするものであります。

続きまして、歳出でございます。次のページ、5ページでございます。第3款諸支出金、第1項償還金、第1目償還金、112万3, 000円の増額でございます。平成20年度で受け入れ超過となりました支払基金医療費交付金等を償還するものであります。

第5款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金、410万2, 000円の増額をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきます。

平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万5, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4, 206万5, 000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月28日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第8号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第8号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程23、認定第2号 平成20年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって認定第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第2号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、報告第7号 平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

報告第7号

平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について

(一般会計)

標記について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

本報告につきましては、平成20年度予算におきまして継続費の議決をいただいている歳出予算のうち年度内での執行が出来なかった経費を平成21年度予算に繰り越しさせていただきましたことから、地方自治法施行令第145条の規定によりましてその報告を行うものであります。

(仮称)文化財活用センター整備事業に係る継続費につきまして、請負業者決定が当初予定より6カ月程度おくれたことから、工事着手もおくれ、工事出来高が減額となっ

たことから、平成20年度継続費のうち2億1,181万円を平成21年度に繰り越しさせていただくものであります。

それでは、次のページの平成20年度継続費繰越計算書によりご説明をいたします。

表の左からでございます。第9款教育費、第5項社会教育費、事業名は(仮称)文化財活用センター整備事業、継続費の総額は2億8,707万円。そのうち、平成20年度継続費予算現額は2億6,350万円であり、支出済額及び支出見込額は5,169万円であります。その残額は、2億1,181万円となり、翌年度通次繰越額は同額の2億1,181万円であります。

この財源内訳は、繰越金として一般財源の2,011万円と、特定財源の国庫支出金4,570万円及び地方債1億4,600万円であります。

なお、繰越額2億1,181万円の予算内訳は、工事の監理業務委託料281万円と工事請負費2億900万円であります。

以上で、報告第7号 平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)のご説明といたします。

○議長(中西和夫君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)を終わります。

続いて、日程25、報告第8号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) まず、議案書の朗読をさせていただきます。

報告第8号

平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

(一般会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

本報告につきましては、平成20年度予算におきまして繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、年度内での執行が出来なかった経費を平成21年度予算に繰越しさせていただきましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりその報告を行うものであります。

それでは、次のページの平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりご説明を申し上げます。

初めに、定額給付金給付事業であります。給付事業の完了が平成21年度となりますことから、4億5,112万1,195円を繰越しさせていただいたものであります。資料の一番上の覧でありますけども、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名は定額給付金給付事業、事業費の金額は4億5,806万5,000円、このうち翌年度繰越額は4億5,112万1,195円であります。この財源内訳は、既収入特定財源で国庫支出金280万6,195円、未収入特定財源の国庫支出金4億4,831万5,000円となっております。繰り越しの予算内訳は、事務費として臨時職員賃金、共済費、職員の時間外手当、消耗品や印刷製本費、電算システム委託料等1,534万1,195円、事業費としては定額給付金4億3,578万円となっております。

次に、子育て応援特別手当支給事業においても、定額給付金事業と同様の理由で1,526万2,114円を繰越しさせていただいたものであります。第3款民生費、第2項児童福祉費、事業名は子育て応援特別手当支給事業、事業費の金額は1,546万円、このうち翌年度繰越額は1,526万2,114円であります。この財源内訳は、既収入特定財源の国庫支出金1,008万円、未収入特定財源の国庫支出金518万2,114円となっております。繰越額の予算内訳は、事務費としての臨時職員賃金、共済費、職員の時間外手当、消耗品や通信運搬費等86万2,114円、事業費としては、子育て応援特別手当1,440万円となっております。

次に、火葬場周辺対策事業において、地元よりポンプアップ施設の追加工事の要望がありまして、20年度中の工事施工が困難なため、1,050万円を繰越しさせてい

ただいたものであります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名は火葬場周辺対策事業、事業費の金額は1,050万円、このうち翌年度繰越額は同額の1,050万円であります。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。繰越額の予算内訳は、補てん補償及び賠償金1,050万円となっております。

次に、衛生処理場周辺対策事業において、農道整備工事の地元調整に時間を要することから、20年度中の工事施工が困難なため、400万円を繰り越しさせていただいたものであります。第4款衛生費、第2項清掃費、事業名は衛生処理場周辺対策事業、事業費の金額は400万円、このうち翌年度繰越額は同額の400万円であります。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。繰越額の予算内訳は、補償補てん及び賠償金400万円となっております。

また、鳩水園施設改良事業において、脱窒素処理設備の改修に地域活性化生活対策臨時交付金を活用することから、3,000万円を繰り越しさせていただいたものであります。第4款衛生費、第2項清掃費、事業名は鳩水園施設改良事業、事業費の金額は3,000万円、このうち翌年度繰越額は同額の3,000万円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金2,469万5,000円と一般財源530万円5,000円となっております。繰越額の予算内訳は、脱窒素処理設備の改修費3,000万円となっております。

次に、農業費の土地改良事業において、衛生処理場周辺対策事業に関連して800万円を繰り越しさせていただいたものであります。第5款農林水産業費、第1項農業費、事業名は土地改良事業、事業費の金額は800万円、このうち翌年度繰越額は同額の800万円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の地方債300万円と、その他400万円、一般財源100万円となっております。繰越額の予算内訳は、農道の整備工事請負費で800万円となっております。

次に、農業費の土地改良支援事業において、火葬場周辺対策事業に関連して1,050万円を繰り越しさせていただいたものであります。第5款農林水産業費、第1項農業費、事業名は土地改良支援事業、事業費の金額は1,050万円、このうち翌年度繰越額は同額の1,050万円であります。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。繰越額の予算内訳は、土地改良事業補助金1,050万円となっております。

次に、土木費の道路新設改良事業において、用地交渉の難航等により時間を要したことから、3,590万円を繰り越しさせていただいたものであります。第7款土木費、

第2項道路橋りょう費、事業名は道路新設改良事業、事業費の金額は3,590万円、このうち翌年度繰越額は同額の3,590万円であります。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。繰越額の予算内訳は、登記業務等委託料、工事請負費等3,590万円となっております。

次に、土木費の法隆寺線整備事業において、委託業務実施に係る関係機関との事前協議に時間を要したことから、1,060万5,000円を繰り越しさせていただいたものであります。第7款土木費、第4項都市計画費、事業名は法隆寺線整備事業、事業費の金額は1,060万5,000円、このうち翌年度繰越額は同額の1,060万5,000円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金495万円と一般財源565万5,000円となっております。繰越額の予算内訳は、事務事業委託料、登記業務等委託料等で1,060万5,000円となっております。

最後に、幼稚園園舎耐震補強事業において、斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園の園舎耐震診断を、地域活性化生活対策臨時交付金を活用して実施するため、補正予算を計上しましたことから、平成21年度に430万円を繰り越しさせていただいたものであります。第9款教育費、第4項幼稚園費、事業名は幼稚園園舎耐震補強事業、事業費の金額は430万円、このうち翌年度繰越額は同額の430万円であります。この財源内訳は、未収入特定財源は、国庫支出金354万円、一般財源76万円となっております。繰越額の予算内訳は、斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園の園舎の2次耐震診断費であります。

以上で、報告第8号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程26、報告第9号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 報告第9号、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

報告第9号

平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（公共下水道事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

この報告につきましては、3月議会定例会におきまして繰越明許のお願いをし、神南3丁目地内及び龍田2丁目地内で面整備工事を発注し、整備区域の拡大を進めたところでございますが、その繰越明許費繰越計算書につきましてご報告をさせていただきますものがございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

繰越計算書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書

（公共下水道事業特別会計）

第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第11処理分区2工区－5、第12処理分区4工区－4）、金額1億円、翌年度繰越額8,900万円。その財源内訳といたしましては、未収入特定財源で、国庫支出金2,600万円、地方債6,300万円でございます。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第9号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第9号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を終わります。

続いて、日程27、報告第10号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、報告第10号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（介護保険事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、2枚目をご覧いただきたいと思います。

この報告につきましては、介護従事者処遇改善のため、平成21年度より介護報酬が引き上げられており、その報酬引き上げに伴いまして、第1号被保険者の保険料負担もふえることとなりますことから、その負担増分を抑制するため、国費より交付金が交付をされております。その交付金の内容を、第1号被保険者に周知、啓発するための費用として交付されました経費につきまして、その受け入れが平成20年度末でありました

ため、その年度において予算を執行出来ないことから、3月議会におきまして繰越明許費のお願いをし、その繰越計算書の報告を行うものであります。

繰越計算書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書

(介護保険事業特別会計)

第1款総務費、第4項趣旨普及費、事業名は介護従事者処遇改善臨時特例交付金周知事業、金額134万4,000円、翌年度繰越額134万3,400円、財源内訳といたしまして、既収入特定財源134万3,400円でございます。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第10号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(介護保険事業特別会計)のご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中西和夫君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号 平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(介護保険事業特別会計)を終わります。

続いて日程28、報告第11号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第11号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

報告第11号

平成20年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告し

ます。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成20年度の斑鳩町文化振興財団の事業報告書に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

(3)の文化振興財団の事業といたしましては、(1)芸術・歴史文化事業の企画及び運営といたしまして、・住民参加型事業では、前年度より1事業増加の9事業を実施しました。その事業収益は、371万4,200円で、それに係る事業費378万9,839円となっています。・芸術文化鑑賞型事業で10事業を実施し、その事業収益は941万9,655円で、それに係る事業費853万44円となっています。・育成型事業では、3事業を実施し、その事業収益は202万7,000円で、それに係る事業費151万9,126円となっています。

このことから、財団の自主事業総数は22事業で、その事業収益は1,516万855円で、それに係ります事業費1,383万9,009円で、収支黒字が132万1,846円、収支率では109.6%となっています。なお、平成17年度の収支率は66.7%、平成18年度の収支率は91.7%、平成19年度は98.5%でしたので、収支率は年々上昇してきている状況であります。

また、これらの事業実施状況につきましては、15ページから17ページに、事業内容、収入額、支出額、収支差額等をお示しいたしておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、(2)芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業の・受託事業につきまして1事業を実施し、事業収益84万53円、事業費84万53円であり、収支同額となっています。・の友の会事業といたしまして、友の会会員から受け取り入会金として93万9,500円を受け入れ、友の会運営費は66万3,209円であります。なお、友の会会員は530人です。

次に、(3)芸術・歴史文化情報の収集及び提供といたしまして、ホール機関誌を年1回発行とし、その事業費15万2,145円となっています。

次に、(4)斑鳩町文化振興センターの管理運営に関する事業の・ホール管理運営事業といたしまして、事業収益で1億945万7,852円を受け入れています。その内

訳は、斑鳩町から指定管理者の指定を受け、ホールの管理運営に係る指定管理料として 8, 623万5, 501円の受け入れと、施設使用料収益2, 322万2, 351円です。これに係ります施設管理運営としての事業費1億495万458円です。・図書館管理事業といたしまして、図書館の管理等に係ります事業収益1, 339万5, 337円を受け入れ、これに係ります事業費1, 339万5, 337円の収支同額となっています。

これらの各事業の収入及び事業費内訳につきましては、4ページ、5ページに正味財産増減計算書として前年度比較も入れて整理いたしておりますが、主なものについてご説明いたします。

4ページの上の方にあります・の事業収益では、事業費の安い事業を実施したこと及び入場料を安く設定したことによりまして、事業収益については、前年度より450万2, 395円の減少で1, 496万855円となり、・の受託事業収益では、指定管理料収益の208万1, 848円の増額等によりまして、前年度より71万7, 799円増額の1億2, 369万3, 242円です。

以上のことから、経常収益計では、前年度より637万4, 424円減額の1億4, 461万7, 790円です。

次に、(2)の経常費用では、5ページの中段より少し下の方に経常費用計とあります。自主事業費で703万4, 124円の減額などによりまして、前年度より316万5, 501円減額の1億4, 515万8, 951円です。

以上のことから、経常収益から経常費用を差し引いた額は、前年度より320万8, 923円減額のマイナス54万1, 161円となりました。

これに、次にあります経常外収支及び指定正味財産期末残高の1億円を加えた一番下の正味財産期末残高は、1億354万6, 879円です。

なお、別綴じで、正味財産増減計算書説明書を添付いたしておりますが、その中の2ページでは、事業収益の自主事業収益で、各事業の券売数と入場料の収入、3ページには使用料収益の内訳、会費の内訳を示しております。また、最終ページの7ページに、自主事業一覧といたしまして各事業の事業費内訳を記載いたしておりますので、ご参照ください。

次に、事業報告書の3ページにお戻りください。貸借対照表であります。新公益法人会計基準に基づき、前年度と比較し財産の増減を記載しております。

流動資産、流動負債共に前年度より468万5,905円増額の1,282万6,211円であります。

2の固定資産では、(1)の基本財産は、前年度同額の1億円であり、その他固定資産354万6,879円であることから、固定資産合計で1億354万6,879円となり、資産合計では1億1,637万3,090円であり、一番下の負債及び正味財産合計と同額となっております。

次に、6ページの財務諸表に関する注記であります。新公益法人会計基準に基づき、財団の会計方針として、固定資産の減価償却の方法、リース取引の処理方法、消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財源の内訳等を示しております。

7ページの6、固定資産の取得価格及び減価償却累計額をお示しをいたしております。

次に、9ページの財産目録であります。平成21年3月31日現在の財産の保有状況を示すもので、年度末の正味財産は1億354万6,879円となり、3ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致いたしております。

次に、10ページの収支計算書総括表は、予算額と決算額の比較を行い、11ページ、12ページの収支計算書につきましては、その詳細を記載いたしております。また、別に添付いたしております平成20年度正味財産計算書説明書の1ページによりまして、前年度決算額と今年度決算額を比較し、その増減を記載させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、別綴じで、去る5月11日に実施された監査結果報告書を添付いたしておりますので、ご参照をよろしく願いをいたします。

また、本報告議案につきましては、去る5月22日に開催されました文化振興財団理事会においても承認されていますことをご報告申し上げます。

以上で、報告第11号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてのご報告とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案についての質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 1つちょっと気になったんですけども、監査結果報告書の中の4ページのところに、「平成21年度には総事業管理費の45%を占める委託料が従来の随意契約から入札方式に改められ大幅な下落となる見込みである」というふうに書かれているんですけども、これ、私、聞き逃したのかもしれませんが、3月の段階では、

このことについては報告がなかったように思うんですが、これはこれからどういうふう
に変わるというふうになっていくんですかね。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 3月議会の平成21年度斑鳩町文化振興財団の予算を説明さ
せていただきました。その中におきましても、総合管理の委託につきまして、平成21
年度につきましては、当初からずっと契約しておりますけども、相当期間がたっており
ますので、また新たに入札をし直した結果、総合管理料は安くなりましたということで、
説明の中ではさせていただいております、それにつきましては。そういうことを書いて
おられるわけなんです。だから、あこでやってる総合管理委託料が減りましたよとい
うことになっております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ごめんなさい、ちょっと私その辺のところ認識不足でした。

そうしますと、今、指定管理者として財団の方に管理の方は委託してはいますが、
その中の総事業管理費という部分が、これまでとやり方が変わると、随意契約から入札
方式に改められて、業者の方というのは、結局どういう形に変わっていつているん
ですか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 業者といいますと、中の総合管理ですんで、今まででしたら、
日本ディライトという会社がやっておられました。今度、入札した結果、日東カスト
ディアルさんが取られたということでもあります。その中で、総合的にやって約600万円
程度安くなった。その結果、平成21年度予算につきましては、その分については下
がっておりますということで、その分の指定管理料が当然下がってきますということを書
いておられます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第11号 平成20年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

続いて、日程29、報告第12号 平成20年度斑鳩町土地開発公社業務報告につ
いてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会
付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第12号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

○企画財政課長（西川 肇君） それでは、報告第12号 平成20年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてご報告申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第12号

平成20年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成21年6月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成20年度斑鳩町土地開発公社の業務内容につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、業務報告書の8ページをお開きいただけますでしょうか。平成20年度斑鳩町土地開発公社事業実績報告書であります。

平成20年度は、新たな公有地の取得はなく、処分が5件となっております。9ページには、これら5件の位置等につきましてお示ししております。

まず、処分①ですが、道路新設改良事業用地の処分としまして、興留9丁目地内に位置する公社保有地1,560平方メートルを1億4,472万196円で斑鳩町土地開発基金により町に処分したものであります。次に、処分②ですが、同じく道路新設改良事業用地の処分としまして、五百井1丁目地内に位置します公社保有地245.52平方メートルを3,199万2,234円で斑鳩町土地開発基金により町に処分したものであります。次に、処分③ですが、町道312号線整備事業用地の処分としまして、興留7丁目地内に位置します公社保有地62.5平方メートルを1,083万2,252円で町に処分したものであります。続きまして、処分④ですが、都市計画道路代替用地の処分としまして、興留5丁目に位置します公社保有地405.63平方メートルを1億4,193万8,120円で斑鳩町土地開発基金によりまして町に処分したものであります。最後ですが、処分⑤ですが、都市計画道路代替用地の処分としまして、龍田西8丁目地内に位置します公社保有地972.61平方

メートルを2億6,469万3,900円で町に処分したものであります。平成20年度では、以上処分事業は5件となっております。

恐れ入りますが、14ページから15ページをお開きいただけますでしょうか。平成20年度における公社保有地の状況についてであります。

14ページでは、平成20年度の公社保有地のうち、事業用地の明細をお示ししております。先ほどご説明させていただきました処分の結果、平成20年度末の公有用地の状況は、このページの右端の部分、期末残高の合計欄でございますが、面積で506.44平方メートル、保有残額で1億1,227万8,321円となり、前年度末と比較しまして、面積では1,868.02平方メートル、保有残額では1億8,402万5,295円の減少となっております。

次に、15ページにお移りいただけますでしょうか。15ページは、平成20年度の公社保有地のうち代替地の明細をお示ししております。平成20年度末の代替地の状況は、同じく右端の期末残高の合計欄でございますが、面積で882.14平方メートル、保有残額で1億8,618万474円となり、前年度末と比較しまして、面積では1,378.24平方メートル、保有残額では3億9,354万2,313円の減少となっております。

事業用地と代替地を合わせました平成20年度末の公社保有地の状況につきましては、保有地面積の合計では、1,388.58平方メートル、保有残額の合計としましては、2億9,845万8,795円となり、前年度末と比較しまして、面積では3,246.26平方メートル、保有残額では5億7,756万7,608円の減少となっております。

なお、20ページには、それぞれ保有地の位置をお示ししておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、3ページにお戻りいただけますでしょうか。損益計算書であります。1の公有地取得事業収益は5億9,417万6,702円、2の公有地取得事業原価も同額となっております。

次に、3の販売費及び一般管理費についてであります。一般管理費として、監事報酬4万円となっております。

事業総損失から販売費及び一般管理費を差し引いた事業損失は、4万円となっております。

次に、4の事業外収益であります。受取利息で1万3,086円、雑収入では、一時的な駐車場として土地賃借料等1万7,380円、合わせまして3万466円となっております。

この結果、当期損失は9,534円となっております。

続きまして4ページをお開きいただけますでしょうか。貸借対照表であります。

初めに、資産の部の流動資産では、現金及び預金で、基本財産500万円の定期預金を含めまして688万8,368円となっております。この現金及び預金の内容につきましては、13ページにその明細をお示ししておりますので、後ほどご参照をいただければと思います。未収収益は、基本財産500万円の定期預金の予定受取利息で、721円となっております。先ほど平成20年度における公社保有地の状況のところでご説明させていただきましたとおり、公有用地は1億1,227万8,321円となっております。また、代替用地では、1億8,618万474円となっております。この結果、資産合計は、3億534万7,884円となっております。

続きまして、負債及び資本の部であります。5ページにお移りいただけますでしょうか。

初めに、負債についてであります。流動負債の短期借入金のみで、負債合計額は2億8,288万3,883円となっております。この短期借入金の内容につきましては、16ページにその明細をお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、資本についてであります。資本金では、基本財産として町から出資金500万円、準備金では、前期繰越準備金1,747万3,535円、先ほど損益計算書のところで申し上げました当期損失9,534円を差し引きまして、準備金合計では1,746万4,001円となりまして、資本合計では2,246万4,001円となっております。なお、この準備金合計額は、次の6ページにございますように、翌年度に繰り越しをさせていただいております。

5ページにお戻りいただきまして、この結果、負債及び資本合計は、一番下の行のところでございます。3億534万7,884円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。審査意見書でございます。この業務報告につきましては、去る5月1日に、岡田監事、中西監事に審査をお願いし、その結果について審査意見をいただいたものでございます。

また、この平成20年度業務報告につきましては、5月13日の土地開発公社理事会において承認いただいておりますので、あわせてご報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてのご報告とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すみません、質疑というよりもお願いなんですけども、これ、処分ということで進めていっていただくことについて、特に問題とするわけでもないんですけども、私、この資料が毎回見てもどうもわかりにくいんですよね。去年も、それで担当課の方に色々教えてもらいに行ったんですけども、こっちの提出議案説明の中に、簿価総額と面積も合計して書いていただいているんですけども、こっちの方を見ると14ページと15ページと分けて書いていただいておりますけども、これも出来たらぱっと見てやはりわかる形で、合計したものが、今、全部でどれぐらいあるのかというのがわかる形で何とか資料をつけていただけないかなと思うんですけども、それは出来るんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西川企画財政課長。

○企画財政課長（西川 肇君） 今、ご指摘いただきましたように、資料の方、今、申されましたように、わかりやすく合計額を書く欄も設けまして記載していきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第12号 平成20年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを終わります。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明3日から7日までは休会、8日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後2時6分 散会）